

< 受給金額の概要 >

(1)初診日の加入保険が「国民年金」の場合

◇障害基礎年金

障害等級	金額
1級	975,125円 (月額 81,260円) + 子の加算
2級	780,100円 (月額 65,008円) + 子の加算

◇子の加算

子の数	金額
1人目、2人目の子	1人につき、224,500円 (月額 18,708円)
3人目以降の子	1人につき、74,800円 (月額 6,233円)

(2)初診日の加入保険が「厚生年金又は共済年金」の場合

◇障害厚生年金

障害等級	金額
1級	障害基礎年金 (975,125円 + 子の加算) + 報酬比例の年金 × 1.25 + 配偶者加給年金
2級	障害基礎年金 (780,100円 + 子の加算) + 報酬比例の年金 + 配偶者加給年金
3級	報酬比例の年金 (最低保証 585,100円 (月額48,758円))
障害手当金	報酬比例の年金の2年分 (最低保証 1,170,200円) ※一時金

◇配偶者加給年金

障害等級	金額
1級・2級	224,500円 (月額 18,708円)
3級・障害手当金	なし

※金額は2019年度のものとなります。

※子及び配偶者等には各適用条件があります。